

『団体サポート募金』実施団体募集要領

1 目的

『団体サポート募金』は、佐賀県共同募金会（以下「本会」という。）が指定する「テーマ事業」を実施するために、その財源の一部を自ら募金活動により確保するもので、今回その団体を募集する。（註）

2 本会が指定する「テーマ事業」；「地域から孤立をなくす事業」

- ① 子ども食堂；主に子どもだけで食事をする機会の多い児童を対象
- ② 外出支援；高齢者や障害者の外出の機会を促す支援事業
- ③ 学習支援；経済的な理由などで学習塾に通えない児童・生徒を対象
- ④ カフェ運営；引きこもりがちな方々の居場所としてのカフェ運営
- ⑤ 就労体験；農林水産・商業などへの就労を体験
- ⑥ その他；テーマ事業に即した事業で本会会長が認める事業

3 募集团体

(1) 募集团体の要件

本会が指定する「テーマ事業」を行う佐賀県内の団体で、次の要件を全て満たす団体。

- ① 法人格を有しない任意の団体
- ② 要支援者の家族や関係者が任意に構成する団体
- ③ 年間を通じて継続的に事業を行う団体
- ④ 団体サポート募金を「赤い羽根共同募金」の一環として募金活動を行う団体

(2) 対象としない団体

- ① 自治会・民生委員会・婦人会・老人クラブなど社会的に認知されている団体
- ② 共同募金会の配分・社会福祉協議会の助成を受けている団体

4 募集团体が行う募金活動

(1) 募金活動の種類

- ① 個人募金；団体が行う事業に賛同する個人
- ② 協賛募金；当該事業に賛同する企業などからの「現物寄付」による寄付

(2) 領収書の発行

- ① 個人募金については、本会指定の振込依頼書により送金いただき領収書を必要とする方に本会が領収書を発行する。
- ② 協賛募金による「現物寄付」については、本会指定の「寄付申込書」により本会が領収書を発行する。

(3) 募金活動期間

平成31年1月10日から2月末までとする。

(4) 事務費

団体サポート募金にかかる経費は、次により本会が負担する

- ① 募金活動に必要な振込用紙・寄付申込書の印刷
- ② 団体サポート募金趣意書及びテーマ事業の周知・広報紙の印刷
- ③ その他本会が必要と認めた経費

(6) 留意事項

団体サポート募金により本会の配分を受けた団体は、事業実施年度は社会福祉法の規定により寄付金の募集を行うことができないので留意すること。

5 配分金の額

- (1) テーマ事業の配分金の額は、配分対象経費に6割を乗じて得た額(千円未満切り捨て)を限度とする。
- (2) 対象経費の4割は、募金活動により賄うものとする。ただし、4割の配分は次による。
 - ① 募金活動による募金額がテーマ事業費4割に満たない場合、その4割の達成率に応じた率を配分対象経費に乗じた額を配分する。
「現物寄付」による寄付もその実績額として換算する。
 - ② 募金活動による募金額がテーマ事業費の4割を超えた場合、本会からの配分金6割と共に超えた額全額を配分する。
「現物寄付」による寄付もその実績額として換算する。
- (3) テーマ事業にかかる配分対象経費は「別表」に示す範囲とする。

6 テーマ事業の実施期間と配分年度

- (1) テーマ事業の実施期間は、募金活動の翌年度4月1日から翌年3月31日までの間とする。
- (2) 配分金は、テーマ事業を行う団体の募金活動による募金額と上記5の額を事業実施前に「様式2」による請求に基づき配分する。
- (3) テーマ事業完了後は「事業完了報告書」(様式3)を速やかに本会へ提出するものとする。

7 募集手続き等

- (1) テーマ事業を実施しようとする団体は、「団体サポート募金」実施計画書(様式1)に関係書類を添えて申請するものとする。
- (2) 募集期間
平成30年11月1日～平成31年1月31日
- (3) 承認
募集のあった団体について本会の審査結果により、団体サポート募金の実施を承認する。

註；本文でいう「団体」とは、概ね5人以上の構成員で組織し、共通の目的をもって活動するものをいう。